

神戸市ひとり親家庭のための家庭訪問保育（ベビーシッター）利用料補助金事業のご案内

1. 目的・内容

1人で就労しながら、家事と育児を担わなければならないひとり親家庭の母又は父（現に子を扶養している方）が、就業自立や疾病等の事情で子どもの保育が困難な場合等に利用した、家庭訪問保育（ベビーシッター）の利用料の一部を補助することで、ひとり親家庭の自立を支援する制度です。

2. 対象者

神戸市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、現に児童を養育している方。

なお、この制度の対象となる児童は、生後6か月から小学校6年生までのお子さんです。

ただし、子ども子育て支援法の規定に基づく子どものための教育・保育給付について、第2号・第3号の認定を受けているおさんは対象となりません。

※所得制限なし

3. 補助の対象となる利用内容

- (1) 技能習得のための通学、就職活動、残業、出張、休日出勤等、自立促進に必要な事由（所定内労働時間の就業を除く）
- (2) 疾病、出産、看護、育児疲れ、育児不安、学校等の公的行事の参加、冠婚葬祭、事故、災害等社会通念上必要と認められる事由

4. 補助の対象となる事業者

次のいずれかに該当している事業者

1. 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者
2. 内閣府「ベビーシッター派遣事業」割引券取扱事業者

5. 補助内容

①金額

保育サービス利用料（勤務先等の福利厚生等の助成を受けた額を除く）の半額（税込）

②上限額

児童1人につき年間5万円

③補助金の交付対象日数

月10日以内とする。

※以下の費用は補助の対象になりません。

入会金、登録料、年会費その他これらに準じる費用

ベビーシッター派遣にかかる交通費、食費、保険料、当日手配料、キャンセルに要した費用等

※ただし、月会費の中にその月に実際に利用した保育サービス利用料が含まれる場合は、その月の保育サービス利用料として補助の対象とします。

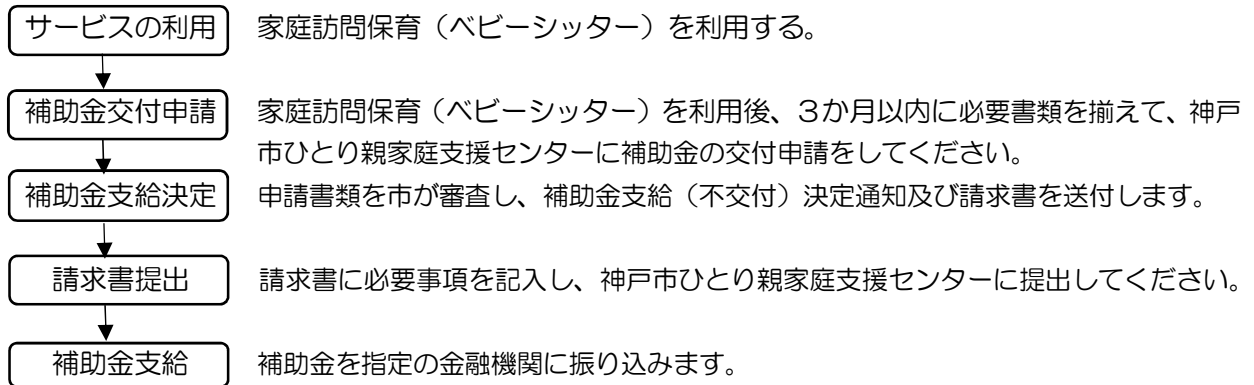
6. 申請方法・申請期日・申請窓口

家庭訪問保育（ベビーシッター）利用後（令和3年3月1日以降の日に限る）、必要な書類を添付して3か月以内に神戸市ひとり親家庭支援センター（詳細裏面）に郵送又は持参によりお申し込みください。

※区役所での受付はできません。ご了承ください。

※対象となるご本人が申請してください。

7. 手続きの流れ



8. 提出書類

補助金交付申請のとき

- ひとり親家庭のためのベビーシッター利用料補助金申請書
- 児童扶養手当証書の写し
※児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本が必要です。
- ベビーシッター事業者の領収書及び利用明細書の写し
※利用した事業者、利用日、利用時間がわかるものを提出してください。
※領収書及び利用明細書がなければ、補助ができません。
- 振込先のわかるもの（通帳の写しなど）
- その他、市長が必要と認めるもの
必要に応じてお願いすることがあります。

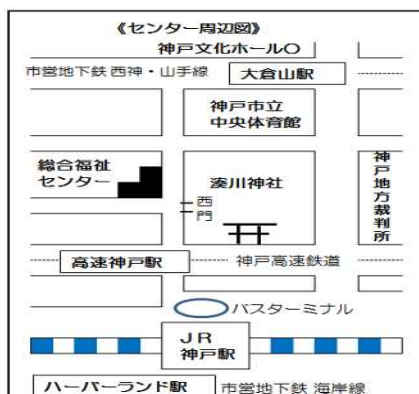
補助金支給のとき

- 請求書

《 お申込み・お問い合わせ 》

神戸市ひとり親家庭支援センター（☎078-341-4532）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1（神戸市総合福祉センター3階）



〈最寄駅〉

- 神戸高速「高速神戸駅」徒歩2分
- JR「神戸駅」徒歩10分
- 市営地下鉄「大倉山駅」徒歩3分
- 「ハーバーランド駅」徒歩12分
- 神戸市バス「大倉山駅」徒歩3分

※専用駐車場はありません



神戸市では、ひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター事業の利用料の補助も行っています。

神戸市ひとり親家庭支援センターでお申し込みを受け付けますので、気軽にご連絡ください。